

川情審査答申第 23号

平成26年 3月24日

川口市長

奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会

会長 馬橋 隆紀

川口市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年7月9日付で諮問のあった下記の件について、別添のとおり答申します。

記

「平成■■年■■月■■日（■■）川口市朝日■■丁目■■番■■号店舗『■■■■』にて発生した火災事案に関する質問調書を除く火災調査書類」についての部分公開決定に対する不服申立て（情報公開諮問第16号）

諮問第16号（情報公開）

答 申

1 審査会の結論

川口市長が行った部分公開決定は、妥当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成25年4月13日付けで、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「本年〇月〇日深夜に、川口市朝日〇ー〇ー〇店舗『〇〇〇〇』にて、発災した火災の、質問調書を除く、火災調査書類（火災調査報告書等）」の公開を請求した。
- (2) 実施機関は、平成25年4月24日、条例第11条第1項に基づき、「火元建築面積及び延べ面積、焼損面積、損害物件、損害額、火災原因、個人の氏名、生年月日、電話番号、り災申告者、建物内部のり災程度、火災保険契約に係わる情報、建物内の写真及び状況説明、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、条例第7条第2号及び第3号に該当するとの理由で、これを除く部分を公開する決定をした。
- (3) 申立人は、平成25年4月24日、上記の部分公開について、異議申立てをした。
- (4) 実施機関は、平成25年5月29日、上記の部分公開決定を一部変更し、改めて条例第11条第1項に基づき、申立人の公開請求に係る公文書、公開しない部分及び理由は、それぞれ次のとおりであるとして、公開請求に係る公文書の一部を公開する決定（以下「本件決定」という。）をした。

ア 公開請求に係る公文書

（ア）火災調査書

（イ）建物損害明細書

(ウ)収容物損害明細書

(エ) 1 階平面図

(オ) 2 階平面図

(カ)写真説明書

イ 公開しない部分

(ア)条例第 7 条第 2 号に該当する部分

上記ア(ア)のうち「火元代表者の生年月日」、上記ア(イ)のうち「申告者生年月日」、上記ア(ウ)のうち「申告者生年月日」、上記ア(カ)のうち「写真N o. 1 及びN o. 2」

(イ)条例第 7 条第 3 号に該当する部分

上記ア(イ)のうち「り災前建物状況・建築時の価格」、「火災保険」の「契約者・保険会社・契約年月・保険金額」、上記ア(ウ)のうち「火災保険」の「契約会社名・契約年月・保険金額」、上記ア(エ)のうち「図面厨房等の部分」、上記ア(オ)のうち「図面」

(ウ)条例第 7 条第 6 号に該当する部分

上記ア(ア)のうち「通報者電話番号」、「火元焼損表面積」、「原因欄」の「発火源・経過・着火物・出火箇所・概要」、「摘要」、上記ア(イ)のうち「り災前建物状況」の「建築年月」、上記ア(カ)のうち「写真N o. 5」から「写真N o. 39」

なお、「通報者電話番号」につき、実施機関は後述の理由説明書にて条例第 7 条第 2 号に該当するとしている。

(エ)条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当する部分

上記ア(イ)のうち「申告者住所・職・氏名」

(オ)条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当する部分

上記ア(ア)のうち「損害額」、「焼損表面積合計」、「焼損物件」、上記ア(イ)のうち「焼き損害」の「程度」、「焼損表面積・場所」、「焼き損害額」、「損害の合計」、上記ア(ウ)のうち「り災物件器具・工具」、「り災物件設備・機械」、

「り災物件その他」の「数量等・焼き損害額」

- (5) 条例第14条に基づき、平成25年4月30日付で実施機関が株式会社〇〇〇〇に対して公文書の公開に係る意見書の提出を求めたのに対し、平成25年5月17日、同意見書が提出されている。
- (6) 申立人は平成25年6月27日、本件決定について、実施機関に対し、異議申立てを行った。申立人の異議申立ての理由は次のとおりである。
- (ア)決定変更後においても、公開範囲が限定的であり、火災原因を判別できる火災判定書や現場見分書も公開対象とするべきである。
- (イ)非公開の根拠である条例第7条第6号にはアからエまで項目列記されているが、原因調査、被害額判定及び情報収集調査業務にどのように支障をきたすのか判別できないなど、不適切、不当である。
- (ウ)情報を公開することによる火災状況の真相の把握は、消防活動統計や調査業務に比較しても、人権保護や公共的関心等の多大なる法益がある。
- (エ)非公開部分中「通報者番号」について、事件の重要な人物である通報者を特定するために情報の公開は必要である。
- (オ)建物平面図や現場写真中、出火場所及び出火状況が判別できる範囲で公開すべきである。
- (カ)建物損害明細書中「火災保険・保険会社」及び収容物損害明細書中「火災保険・契約会社名」は、本件火災について他機関の情報を確認するうえで必要であり、公開された場合でも法人の利益や個人の権利利益の侵害にあたるとは言えない。
- (キ)非公開部分のうち、本件火災の状況・原因を理解する上で公開する必要がある部分がある。
- (7) 実施機関は、平成25年7月9日、上記異議申立てについて、条例第16条に基づき、当審査会に諮問した。また、当審査会の審査に際し、実施機関から同日付で理由説明書が提出され、上記異議申立て内容に以下のとおり説明した。
- (ア)について

当該作成した火災調査関係書類の中には存在しないため公開することはできない。

(イ)について

業務への影響については部分公開時に口頭で詳細に説明している。また、条例第7条第6号のアからエまでの項目列記は典型例であり、本件は、同種の事務事業が将来も反復して行われる性質の事務であり、公開することで将来の同種の事務の適正な遂行に支障が生じることから、非公開とすることは妥当であると考ええる。

(ウ)について

本件火災については刑事裁判にて係争中であり、申立人の主張である人権保護は裁判で争うことであり、文書を公開することにより多大な法益があるとは考えられない。また、火災原因を調査した結果、重大な指導事項等による特別な理由があるものに対しては公表すべきであるが、本件は特別な理由に該当しないと思われる。

(エ)について

「通報者電話番号」については、警察との連携情報であり、公開することで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第7条第6号に該当すると判断した。また、使用された番号は、警察官個人の所有する携帯電話の番号でもあるため、職務上の情報であることを超え、なお職員個人の権利利益を害するおそれを有するため、条例第7条第2号に該当することとも思慮される。

(オ)について

建物平面図の焼損箇所等の情報については、法人の損害の情報であり、店舗構造の情報は法人の営業活動及び営業技術に関する重要な情報である。また、出火場所及び出火状況は、上記（イ）についてのとおりである。いずれも条例第7条第3号又は第6号に該当し、非公開とすることは妥当であると考ええる。

(カ)について

「火災保険、保険会社、契約会社名」の情報は、法人の事業契約に関する情報であり、公開することで法人の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものとして非公開としたことは妥当であるとする。

(キ)について

上記（ア）から（カ）の説明に集約される。

(8) 実施機関の理由説明に対し、申立人は、平成25年8月6日付けで意見書を提出し、次のとおり意見を述べた。

(ア)平成7年6月26日付け総務省消防庁発令による「火災に係る事実については、原則として開示できることとする」に従い公開すべきである。

(イ)実施機関は、火災調査報告書の公開は、今後の火災調査業務に影響を及ぼす、と説明するが、文書を公開することと火災調査業務との間の影響について、因果関係は認められない。また、放火や失火による火災原因の調査の主たる責任及び権限は消防長にあり、その判定内容、理由、根拠等の公開を求めることは、憲法上の国民の知る権利、情報公開制度の基本的な原則である、公開により行政活動をチェックするうえで、必要不可欠なものである。

(ウ)本件公開請求文書は「火災調査書類」だが、公開されているのは「火災調査書」の一部である。その他「火災原因判定書」、「火災出場時の検分調書」、「火災現場見分書」、「鑑定書、鑑識見分書」などを作成しているのか確認を求める。

(エ)株式会社〇〇〇〇は、平成25年5月17日付け意見書において、1. 社会的信用を損なう。2. 裁判に不利益になる可能性がある。3. 営業活動及び営業技術の点について意見をしているが、いずれも公開範囲を広げることを妨げるものとはならない。

(オ)理由説明書の中で、実施機関は、「情報公開・個人情報保護制度の手引」を引用しているが、解釈なども含め、現在の社会状況や個別の案件の内容の方が参考の度合いが大きいと考える。

(カ)本件請求文書を公開することは、行政活動のチェックという情報公開制度の

本旨にかなうものである。加えて、本件では、刑事上、重大な人権侵害がおこなわれている可能性があり、親族関係者がその事実を探求するうえで、本件請求文書の公開は必要である。

- (9) 当審査会は、平成25年8月8日、実施機関の職員らから意見を聴き、平成25年11月8日に申立人から口頭意見陳述を受けた。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 申立人は、平成25年5月29日に実施機関が行った本件決定についてののみ異議申立てすることに同意しているので、当審査会も、同部分につき審査・答申を行うこととした。
- (2) 条例第7条第2号該当文書について

当審査会が、実施機関により条例第7条第2号に該当するとされたものにつき検分したところ、いずれの文書も個人識別情報にあたり、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあると認められる。

- (3) 条例第7条第3号該当文書について

本件では、具体的法人が営業する店舗において発生した火災にかかる文書が公開請求対象文書とされている。

そもそも法人は、法令上の必要な制約を受けることは当然だが、わが国の国法上いわゆる「営業の自由」を享受していることに異論はない。

本件のような火災事案に関し、火災発生事由がその法人の営業それ自体に起因する場合（例えば、建物の利用状況、設備や機器の構造等）、公益的観点から、公開されるべき文書の範囲が拡大される可能性があることは否定できない。

しかし、本件においては、公開請求対象文書にかかる具体的な火災事故は、当該法人に起因するものとは言えない事情の下にあり、その法人情報はむしろその営業の自由から保護されるべきものと考えられる（なお、念のために述べれば「逆FOIA訴訟」の発想や制度もこの種の利益保護のために認められている）。

本件の具体的第3号該当文書のうち、例えば「焼損物件」や「損害の合計」の内容や「火災保険」関係の情報は、そもそも法人が公開されることを予定しているとする事はできないし、当該法人の財産権とも言えるものである。また、火災に被災したことに関連する情報にかかる営業への信用も営業上の利益として保護に値するものと言える。

このように、当審査会の検分によれば、本件第7条第3号該当の各文書は、法人の営業上の権利をその公開により害する可能性の認められる文書と言うことができる。よって、その非公開は妥当である。

(4) 条例第7条第6号該当文書について

消防行政の重要な目的の1つが、火災から国民・住民の生命・身体・財産の保護にあることは周知のことである。

この行政目的を達成するため、法令上、広汎な調査権が認められ、放火事案等にあつては、捜査機関による捜査に関連する場合もあり得るところである。

そこで、この種の調査権に基づいて収集された情報がみだりに公開されることとなった場合、以後、別案件について、調査に対し住民が情報提供等を拒否したり、火災の原因等の解明に支障を生じさせることにもなりかねない。このことは引いては、住民の生命・身体・財産の安全・安心を確保しようとする社会安全政策上の要請に反することになりかねない。

当審査会で検分したところ、条例第7条第6号該当文書は、いずれもこの種の文書にあたると認められる。

(5) よって、以上の公開しない部分を非公開とした実施機関の決定は、いずれも妥当であると判断される。

(6) なお、申立人は、その意見書の中で、「火災原因判定書」、「検分書」、「鑑定書」の作成の有無の確認を求めているが、これらの文書は作成されていないことの確認が得られていることを付言する。

(7) その他

申立人は、本件火災が放火であり、その放火により被疑者・被告人とされて

いる人物へのいわゆる冤罪であり、それを晴らす目的から、本件対象文書の非公開部分は公開されるべきであるとの主張を口頭意見陳述として行った。

自らの関係者が刑事事件の被疑者・被告人とされることは、一般の社会生活を送る人々にとって極めて衝撃的なことであり、何らかの対応をとりたいとの申立人の気持ちについては、当審査会も理解している。

しかし、情報公開制度はその請求の趣旨・目的は問わないこととされてはいるものの、刑事事件の実体的真実発見は、刑事訴訟手続きによるべきであり、申立人のこの主張をもって、当審査会の判断を左右するものではない。

以上

平成26年3月24日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊